

第 4 回

熊本県議会

# 道州制問題等調査特別委員会会議記録

平成19年12月11日

開 会 中

場 所 第 1 委 員 会 室

第 4 回 熊本県議会 道州制問題等調査特別委員会会議記録

平成19年12月11日（火曜日）

午前10時2分開議

午前11時24分閉会

本日の会議に付した事件

- (1) 地方分権改革推進委員会「中間的な取りまとめ」について
- (2) 第2次道州制検討委員会（九州地域戦略会議）の取組み
- (3) 北海道における道州制特区の概要
- (4) 閉会中の継続審査について
- (5) その他

出席委員（16人）

委員 長 前 川 收  
 副委員 長 松 田 三 郎  
 委 員 倉 重 剛  
 委 員 松 村 昭  
 委 員 渡 辺 利 男  
 委 員 馬 場 成 志  
 委 員 氷 室 雄 一 郎  
 委 員 鎌 田 聡  
 委 員 守 田 憲 史  
 委 員 池 田 和 貴  
 委 員 小 早 川 宗 弘  
 委 員 吉 田 忠 道  
 委 員 田 端 義 一  
 委 員 淵 上 陽 一  
 委 員 早 田 順 一  
 委 員 高 木 健 次

欠席委員（なし）

委員外議員（なし）

説明のため出席した者

総合政策局

局 長 木 本 俊 一  
 企画課長 内 田 安 弘

総務部

部 長 原 田 正 一

次 長 木 村 利 昭

首席総務審議員兼

人事課長 田 崎 龍 一

行政経営課長 小 嶋 一 誠

財政課長 市 川 靖 之

税務課長 富 田 健 治

市町村総室長 松 見 辰 彦

市町村総室副総室長 村 山 栄 一

地域振興部

政策調整審議員兼

地域政策課課長補佐 坂 本 孝 広

健康福祉部

健康福祉政策課長 岡 村 範 明

環境生活部

政策調整審議員兼

環境政策課課長補佐 宮 尾 千 加 子

商工観光労働部

商工政策課長 宮 尾 尚

農林水産部

首席農林水産審議員兼

農林水産政策課長 瀬 口 豊

土木部

監理課長 鷹 尾 雄 二

教育委員会事務局

首席教育審議員兼

教育政策課長 吉 村 孝

事務局職員出席者

政務調査課課長補佐 武 田 正 宣

議事課課長補佐 宮 崎 聖

午前10時2分開議

○前川收委員長 ただいまから、第4回道州制問題等調査特別委員会を開会いたします。

お手元に本日の次第を置いてありますが、

そちらをごらんいただきたいと思います。

本日の議題は、資料の報告が3本ございます。早速、報告していただき、その後、それらを踏まえて、委員の皆様と活発な議論を行いたいと思いますので、よろしくお願いを申し上げます。

それでは、資料の1から3まで事務局から一括して御報告をお願い申し上げます。

○内田企画課長 企画課長の内田でございます。よろしくお願いいたします。

本特別委員会では、地方分権改革、道州制について議論を行っていただいているところでございますが、まず、先月、地方分権改革推進委員会から出されました中間的な取りまとめの概要を御説明いたします。次に、前回の委員会で九州知事会と九州の経済団体で構成する九州地域戦略会議における国、道州、市町村の役割分担についての検討状況報告をとの要請をいただきましたので、九州地方戦略会議における議論の概要、そして道州制特区として現実に道州制に踏み出しております北海道の状況について、資料をもとに御説明させていただきます。

まず、先月の16日に地方分権改革推進委員会から出されました中間的な取りまとめについて御説明いたします。委員会資料3ページ、資料1をお願いいたします。地方分権改革推進委員会は、昨年12月に成立しました地方分権改革推進法の第9条の規定により、内閣府に設置された委員会でございます。委員7名で構成され、増田寛也現総務大臣も委員の1人でしたが、現在は、その後任として以前設置されました地方分権推進委員会の委員でありました西尾勝氏がメンバーとなっております。本年4月の第1回の委員会から中間取りまとめを行うまで29回の委員会が開催されております。5月30日に第7回目でございますが、地方分権改革に関する基本的な考え方を取りまとめ、今後は、今回出されましたこの

中間的な取りまとめをベースに、来年の春から地方分権を行うために必要な具体的な事柄や事務事業について、順次、国に対し勧告が行われ、地方分権改革推進計画を閣議決定し、平成22年3月に新地方分権一括法の提出を目指す予定とのことでございます。

4ページをお願いいたします。

この表は地方分権改革推進委員会の11月16日の中間的な取りまとめをベースに、全国知事会や地方6団体の意見を時系列的にまとめたものでございます。表左上の考え方では、中央集権システムから脱却するためにも地方分権改革が必要であるとの認識で一致しております。右側の中間取りまとめの欄の税財政のあり方では、地方の担う事務と責任に見合った地方税財源の充実確保を図ることが必要だとして、税源配分において当面、地方から主張しました5対5を念頭に置くことが現実的であるとの認識を示しております。ただ、知事会等が提案しております地方共有税については記述されておられません。真ん中下の事務事業・行政組織のあり方では、義務づけ・枠づけなど関与の見直し、国庫補助負担金の廃止等を挙げております。全国知事会では国の関与・義務づけの廃止について、具体的に149項目の提言を予定しておりましたが、最終的には132項目の提言を行っております。国のブロック機関である地方支分部局についての見直しの方向を打ち出しております。ただ、地方6団体や全国知事会が要望しております地方行財政会議の設置については、今回の中間取りまとめでは触れられておりません。なお、この中間的な取りまとめに対する6団体のコメントを、6ページに参考としてつけさせていただきました。

5ページをお願いいたします。

これが地方分権改革推進委員会が先月提出しました中間取りまとめの概要でございます。左上の囲みの中にスケジュールを書いております。この中間的な取りまとめに関する

各府省からの報告を受け、新地方分権一括法成立の前提となる地方分権改革推進計画の作成のための具体的な勧告を、来年春以降、順次、政府に対し行う予定となっております。中間取りまとめの概要でございますが、地方が主役の国づくりに向けた具体的な取り組みとして、地方政府の確立のための権限移譲、完全自治体の実現、行政の総合性の確保、地方活性化、自治を担う能力の向上の5つの取り組みを掲げております。国民、住民本位の地方分権を行うため、法制的な仕組みの見直し等ということが必要であるとしております。

まず、①の義務づけ・枠づけ、関与の見直し、②条例制定権の拡大でございますが、地方自治体の自主性を強化し、政策や制度の問題を含めて、みずからの責任において行政を実施する仕組みを構成・構築するためには、この義務づけ・枠づけ、関与の見直し等が必要であるとしております。この義務づけ・枠づけについてでございますが、資料として配付しております地方分権改革推進委員会の中間的な取りまとめの40ページをおおあげいただきたいと思っております。

40ページの1の1にあります。義務づけとは、一定の課題に対処すべく地方自治体に一定種類の活動事務処理を義務づけることと定義づけされております。具体的には、10年目の教員に対する研修実施の義務づけとか、グループホームの管理者への都道府県による研修実施の義務づけ等の事例が挙げられます。2の枠づけは、地方自治体の活動について、事務の執行体制である組織や執行方法である手続、判断基準について義務づけを行うことで、公営住宅の1戸あたりの床面積の整備基準や、保健所の所長の医師の資格要件等の事例がございます。

委員会資料の5ページにお戻りいただきたいと思っております。

2の条例制定権の拡大では、現在でも特定

の分野では条例による基準の上書きが認められておりますけれども、これを行政横断的な共通基準を定めて拡大するよう提案を行っております。また、新たな法令制定や改正で新たな義務づけ等が新設されないようなチェックシステムや、平成12年施行の地方分権一括法により、都道府県から市町村への権限移譲が進んできたことを評価し、これから移譲された権限を法令で制度化することを検討すべきということにしております。

右上の個別の行政分野・事務事業の抜本の見直し・検討では、国と地方の役割分担の観点から、基本政策、制度に関する検討事項として7つの重点事項と10のその他の主な事項を掲げております。

地方分権改革と地方再生の項では、最近の急激な少子高齢化やグローバル化で変質をしてきている過疎化の問題を取り上げ、この過疎化の問題に立ち向かって魅力ある地域を再生する取り組みのきっかけ、仕組みとして、地方分権改革が必要であると位置づけております。

税財政の項では、国と地方の財政関係等の5つの事柄について、地方分権を進めるための制度設計の方向性を示し、今後、議論を行うことになっております。

分権型社会の転換に向けた行政体制では、この問題が役割分担や税財源のあり方、国の新たなガバナンスの姿、さらには、将来における道州制のあり方にも結びつく重要な問題であると認識し、主要な3つの論点を挙げております。平成の合併で基礎的自治体の整備が進んでおりますが、みずから事務を担うことが難しい場合や、複数の地方自治体間で協力し担うことが、効率的かつ質的向上にも資すると判断されるような場合、広域連合と多様な連携の形態を積極的に導入することも必要だとしております。大都市については、大都市みずからが周辺市町村と連携して、当該都市圏の抱える課題に対し対応できる役割を

付与するといった制度のあり方を検討するというふうにしております。

地方支分部局の見直しということで、最後の方ですが、本年6月に閣議決定されました経済財政改革の基本方針、骨太の方針2007で、地方支分部局の抜本的改革に向けた検討に取り組むこととされております。これを受けまして、委員会で地方支分部局に関する詳細な調査を行い10月に、公表しております。この件につきましては、地方6団体及び全国知事会に対し、各論に立ち入った具体的な見直しの検討を行い、本委員会に提案するよう文書による要請を行っております。この要請を受け、現在、全国知事会で検討を行い、国の地方支分部局の見直しの具体的な方策提言案を取りまとめ中でございます。今後、これらの報告や検討を経て、義務づけ・枠づけ等の法制的な仕組み、個別の行政分野、事務事業、地方支分部局の抜本的な見直しに向けて、来春以降、先ほど申しましたように、順次、勧告が行われる予定でございます。

資料として提出しております地方分権改革推進委員会の中間的な取りまとめは、今後の行政のあり方に関する重要な意見、方向性が盛り込まれておりますので、ぜひ御一読いただきますようお願い申し上げます。

8ページをお願いいたします。

前回の委員会で、鎌田委員の方から、国・道州・市町村の役割分担について、ワーキングチームにおける具体的な検討の中身を教えてほしいとの要請があつておりましたので、九州地域戦略会議の第2次道州制検討委員会に設置されました、国・道州・市町村の役割分担ワーキングチームにおける検討状況を、御説明いたしたいと思っております。本年度、各県の担当課の主査クラス、九州市長会の事務局長、そして各経済団体の部長クラスの14名で構成いたします、国・道州・市町村の役割分担ワーキングチームを立ち上げております。検討項目は、現行の役割分担、それに起因す

る問題点、そして、道州制移行後の国・道州・市町村の役割分担を事例により検討すること、そしてその検討に当たっては行政全般の幅広い分野について、まず、役割分担を6つに包括いたしまして、その項目ごとに、住民の関心が高い12のテーマについて、ケーススタディにより検討を行っております。作業スケジュールは、四角囲みの中に書いておりますが、現行の事務権限の抽出と問題点等の洗い出しをし、その後、道州制移行後の役割分担設定と期待される効果との検証を行うことにしております。なお、税財政制度については、この役割分担の議論を見据えて、平成20年度から始めることにしております。

9ページをお願いいたします。

この表が、現在、検討を行っております12のテーマでございます。ワーキングチームに参加している団体は、1つないし2つのテーマを担当して検討を進めております。本県は10番の人材の分野で、職業教育、雇用に関するものの検討を行っております。

10ページ及び11ページをお願いいたします。

これが役割分担の議論のベースとなります調査表でございます。九州が目指す姿ごとにテーマ、タイトルをつけ、そのテーマを実現するために必要な事務権限と九州各県における取り組みやその概要を把握し、中段で現行制度の役割分担とその問題点を整理し、下段で道州制導入後の姿とその効果をまとめております。このような作業を事務事業ごとに行うことによって、具体的な道州制における役割分担が見えてくるのではというふうに思っております。なお、先ほど説明をいたしました地方分権改革推進委員会が行っております、義務づけ・枠づけや地方支分部局の論議、特に地方支分部局の今後のあり方に関する論議は、具体的な議論が行われており、また、現行の県との関係の中でありますが、役割分担に関する大幅な見直しが勧告される予定

ですので、この方面からも、この議論を注視する必要があるというふうに考えております。

13ページをお願いいたします。

道州制に関して、特区として、具体的に動きがっております北海道の事例を御紹介いたします。北海道は、県の合併を経ずとも道州制に移行できることから、全国に先駆けて道州制のモデルとなる特別な区域として検討が進めてこられました。このような動きに対し、北海道は平成16年の4月に地域のことは地域で決める仕組みづくりを目指して、第1回目の道州制特区に向けた提案を行っております。その中で、国の地方支分部局と道との機能等統合を、国と道が協力して検討することを提案しております。同年8月には、5月の竹中総務大臣からの一元化の方向について具体案を示すようにとの依頼に対し、提案の具体化について取りまとめ、機能等統合の方法論と、その方法論に基づく権限移譲事項13項目、連携共同事業20項目を第一弾として国に提案しております。これに対しまして、翌年の平成17年7月に、国から北海道の提案に対する関係府省の回答が示されておりますが、提案の核心部分である機能等統合については、国として検討を行った形跡は見られず、また、提案に対する個別回答を見ても、機能等統合の観点がない一般的な観点からの回答となっております。ここで北海道は、機能等統合を行う意思があるか等について国に回答を求め、この要望に対し、国は、道州制を前提とした機能等統合ありきではなく、個別具体的な地方分権のモデル的取り組みであると回答し、権限移譲についての道の提案とは乖離がある回答でございました。これに対し、北海道議会は、北海道道州制特区推進法の早期制定を求める意見書の採択を行っております。このような経緯の中にあつて、平成18年2月に道州制特区推進法が国会で可決され、現在、北海道は道州制特区に指定されてお

ます。この特区の指定に対し8つの権限移譲が明記されておりますが、当初、北海道が目指したものは大きな隔たりがあり、北海道は今後も引き続き権限移譲等について要望を行うとのことでございます。

14ページ、15ページをお願いいたします。

これが権限移譲等に係る北海道の提案項目でございます。連携項目、権限移譲項目等で33項目ありますが、この項目で実現しましたのは、右の欄に丸がついております6項目だけでございます。この6項目に15ページの下の米印に書いておりますが、道からの提案項目になかった開発道路に係る直轄事業と2級河川に係る直轄事業の2項目がプラスされ、計8項目の事務権限が移譲されております。

16ページをお願いいたします。

これは道州制特区の指定に伴う権限移譲の8件の内容でございます。地方分権に資するような事務権限は1つもおりてないというようなことが言われております。

以上で資料の御説明を終わります。

○前川収委員長 今まで3つの視点で地方分権改革推進委員会の中間取りまとめの概要的な報告、それから、九州の中で行われております九州地域戦略会議の動き、その現状、それから、唯一国内において道州制特区を実施されております北海道、来月、見に行く予定にしておりますけれども、その現状という部分で3つの説明をさせていただきました。いろんな疑問もあると思いますし、執行部で答えができないことも、これは国の方でとか、北海道でやっている部分でありますから、明確に答えられない部分もあると思いますけれども、どうぞ、今説明があった資料の内容について御質疑を挙げていただければと思います。

○吉田忠道委員 説明資料2の8ページ、ワーキングチームの検討は、この四角に囲んで

ある分の丸4つですね、これはもう終わっておるわけですね。すべてですね。

それと、20年度に実施されます税財政制度ワーキングチーム、これは要するに、こういうイメージ像的なのはあるんですか、検討前の。

○内田企画課長 今、国・道州・市町村の役割分担のワーキングチームの①、④の作業の項目ですが、まだ終わっておりません。現在、検討中ということでございます。

それから、税財政制度のワーキングチームの検討ですが、まだ具体的にどのような形でやるかということは決まっております。

○前川収委員長 いいですか。ほかにどうぞ。

質問を考えていらっしゃる間に私の方から。質問じゃないんですけども、国が考えている、この地方分権改革推進委員会の中間的な取りまとめと、現在、特区で行われている北海道、この内容の格差というのは、ちょっと目を覆うばかりの格差があるというのが率直な感想です。一般的に見れば、これは改革推進委員会で取りまとめられた中間的な取りまとめが、今後、羅針盤という形で政府におろされていくというときに、相当、中央官庁との軋轢が生まれてくるだろうなということ、もちろん中間取りまとめの内容もすべて是とするわけじゃありません。例えば、私の個人的な感覚でいけば、今、税源移譲の話で我々がもう一回、税源移譲が三位一体で行われたところで格差が広がったという部分から考えれば、5対5の議論というのをですね、そのままのみにしていいのかなというのは、かなり疑問を私は最近持ち始めております。やっぱりナショナルミニマムという形で、交付税というのがきちっと格差を埋めていく機能を持つとかないかぬと。その分の財源の部分はどこにやるかということは、これは国でしか調整ができない話でありますから、全

国を見た上で調整しかできないわけでありませうから、そこまで一般要因にしてしまうのがいいのかどうなのかということは、少し私は個人的には疑問を持っていますし、いずれにしても北海道を来月見に行きますけれども、中間的な取りまとめの部分と、それから、北海道の現実の違いとといいますか、この部分を我々はしっかり見極めていかなければならないし、この中間的な取りまとめが大きな方向性として、今後、羅針盤という形で平成20年度以降、個別具体的に各省庁におろしていくというようなスケジュールになるんですか。そこをもう一回確認させてください。

○内田企画課長 中間的な取りまとめでございませうけれども、義務づけ・枠づけ、関与の見直し等の中身、それから、地方支分部局の改革等につきましては、非常に具体的な回答を国に求め、それに基づいて順次勧告を行うというふうになっております。中間取りまとめの13ページをおあげいただきたいと思いますが、ここに義務づけ・枠づけのことが書いてございますが、14ページの上に義務づけ・枠づけの存置を許容する場合のメルクマールということで一つの指標があります。これに該当するかしないかということ、13ページの下側でございませうが、各省庁に回答を求めています。(1)メルクマールに該当するかしないかの分類、(2)該当しないものについては具体的な廃止のための案、(3)該当しないが、なお、存置する必要があるとするものについては、その理由について回答を得て、これを公表するとともに、その内容について委員会として検証を行う。なお、自治事務でありながら義務づけ・枠づけをしている場合について、ここで何らかの回答がなかったときは、義務づけ・枠づけの必要がないという前提で作業を進めると、このように非常に具体的な事柄を一つ一つ検証しながら、勧告に結びつけていくというようなことになってお

ります。同様に、地方支分部局につきましても、本当に必要なものであるかどうかという検証を行って、個別に勧告がなされていくものというふうに思っております。

○前川収委員長 その勧告はだれがするんですか。

○内田企画課長 地方分権改革推進委員会が、国に対して勧告を行うということがございます。

○前川収委員長 地方分権改革推進委員会の位置づけといいますかね、国に対して勧告を行うだけの権限といいますか、その辺の位置づけはどうか。何か明確になっておりますか。

○内田企画課長 勧告というのは、一定の行為をすることを、この地方分権改革推進委員会自体は、先ほど御説明いたしましたように、地方分権改革推進法の9条に基づいて設置された機関であるということで、明確に国の機関として位置づけがなされております。勧告は、機関が他の機関に対して、場合によっては、国が地方公共団体に対して行うというようなものでございまして、法令の根拠があるのが普通で、先ほど申しましたように、法令の根拠がある地方分権改革推進委員会が、その設置根拠に基づいて、他の機関である国に対して行うということがございます。これに対しては、従う義務を負うものではございませんけれども、法令に基づいてなされた勧告については、これを尊重すべきということでございまして、この勧告の持つ意味は大きいものがあるというふうに考えます。

○前川収委員長 義務はないけれども、重く受けとめろというくらいの感じですか。今まで、勧告を出してもなかなか変わらなかった

という現実がありますから。

それともう1つ。じゃこれは、国に対する勧告もそうでしょうけれども、想定できる話かどうかわからないですけれども、最終的に道州制に移行するという前提の中での勧告、勧告ですか、県とか、地方自治体に対する勧告もあり得るわけですか。そこまではわからないかな。

○内田企画課長 基本的には、国に対する勧告ということですので、翻って、その勧告の中で多少県の方に影響を与えることはあるかと思いますが、基本的には国というふうに考えております。

○前川収委員長 私ばかり話してはいかぬでしょうから。

○渡辺利男委員 そのことと関連しますが、こういう中間的な取りまとめが出てきて、私どもも期待感を持ってしてもですよ、結局、このスケジュールでいって、来年の春から順次勧告が行われて、22年末には、3月までには新分権一括法案が国会に提出されるという流れですけれども、結局、そのころになると、もう骨抜きになってしもうてですね、あのとき一生懸命論議したのは何ごつだったかなということに多分なるだろうと思うのですよ。今までの三位一体改革にしても何にしてもそうでしたけれども、各省庁は、自分たちの権限は絶対離さんという姿勢ですよ。三位一体での国庫補助負担金にしても、義務教育費みたいなことを、どうしようもないようなやつはやるけれども、自治体の裁量権が増すようなやつは全くやろうとしないというのが国の体質ですから。来年からの順次勧告にしても、どんどん抵抗されて、結局、何も地方に来ないままということになりはしないかなと思うのです。それが国のお役所の体質だし、この考え方が、国のありようを根本から改め



る大改革の最有力手段が地方分権改革と書いてあるけれども、国の各省庁はそがん思うとらぬとではないですか。いやあ、絶対これはもう変えてもらっては困ると、いつとき論議はさせるだけさせとけと。いざ自分たちに火の粉が降りかかってきたら、上手に国会議員でも何でも反対勢力をつくって、骨抜きにしていこうというくらいの腹ではないかなと思いますけれどもね。ここには、国から来とるお役人はどなたがおられるですか。ああ、財政課長がおられるですか。どがん思いますか、国のお役人の体質。

○市川財政課長 今回の地方分権推進委員会について、少し御説明させていただきますと、前回は地方分権改革の第1期の改革がございました。そのときも分権推進委員会がございましたけれども、そのときと今回の分権推進委員会で、大きく法律をつくる時に違っていた点が、勧告についてですね、前回は内閣の尊重するという義務が、これが条文に書かれておったと思います。そういう義務を負わされると、勧告の内容も義務づけされているので、従わなければならないというのがより強くて、勧告の内容自体がすごくこう……、それこそ渡辺先生がおっしゃるとおり、骨抜きになるような形で進められてきたところは一つございます。今回、新しく法律をつくる時に議論になったのが、尊重義務みたいなものを科すのかどうかという議論がございました。今回は、結果としてその尊重義務を課さないといったところで、前回よりも勧告の内容を書きやすいという状況がございました。骨抜きにされないような状況が一つございます。そういったところの中で、正直申しまして、勧告の中身がどうなるかというのは、自分たちがどういうふうなことをやりたいかというのを、世論を、そういった方向に誘導しながらやっていくべきだろうと私は思っております。内輪の中で、そういった、どうせお

役人がやるからどうにもならないのだろうと、そういうことを言ってしまうと、ちょっと、身もふたもないのではないかなと思っております。

○渡辺利男委員 結局、今の道路特定財源の問題にしてもそうですよね。閣議決定しとるやつでも、やっぱり全国的な世論をつくり上げて、そのままの形でやっていこうというふうに世論をつくり上げてしまうわけで、国交省は、やっぱりもう10年間これだけ要りますよというふうな計算までして見せるわけでしょう。そういうことを、いろんな場面、場面でどうせやってくるでしょうから。結局は、政治家が、国会議員ですよ、各省庁のお役人の論理になってしまうのか、どうなのかということにかかってくるから、選挙の際には僕たちも地方分権を本気でやるのかどうかというのを。この間の郵政のときの選挙みたいに、こういうので国会議員を選ぶくらいの、僕たちが心構えを持たぬと無理ですよ。

○前川収委員長 御意見でよろしいですか。

○渡辺利男委員 はい。

○馬場成志委員 同調する部分も随分ありますが、それより、さっきの話じゃなかですけれども、それを言ったら身もふたもないということで、そうなったらいかんからということで、今この委員会をしていただいております。議会でも、その意識を高めるためには勉強せないかぬという中でのこの委員会だと思えますし、また、県庁の職員さんたちがその意識をしっかりと持っていただくという意味のこの委員会が存在する部分大きいというふうに思いますので、しっかりとまたやっていただきたいというふうに思っています。今、行革担当相もあれだけ苦勞していても、今のような状況ですからね、大変厳しいと思います。

ただ、地方としては、今のまま変わらん方がいいという部分も随分あると思いますし、変わらん方がいいと思っておられる方もたくさんいらっしゃるというふうに思いますので、逆に、変わらんなら変わらん方向へ持っていくということも考えてよかつたろうというふうに思います。それをどっちを判断するかというためには、やっぱりしっかり研究しておかないかぬというようなことになる。で、今の形を存続させることにエネルギーを燃やすことも……、この中で、道州制の推進ではないですから、道州制検討ですからね。そういう考え方で、またしっかりと戦略を練っていただきたいというふうに思ってますし、この北海道の要望もしたらんと、向こうからくれた2件というのは、多分これは、完全に義務的な仕事みたいに私は見えますが、多分そうでしょう。だから、こうなってしまったときに、こうなってしまったら、とんでもない話になるということです。言うとならぬで、言うとならぬとの要らぬとが来るというようなことになってしまうと、どうしようもないということと。

もう一つは、道州制というものが完結はしないけれども、中途半端にやるというようなことの中で、県の合併というようなものが、仮に出てくるとするならば、九州の中で私たちが恐れているのは、北部九州が合併するというような中で、ほかの合併しない県が衰退してしまうというようなこと、こういったことも、道州制の問題の検討の中では、中途半端な結論が出たときに、北部九州は強くなったと。しかし、それ以外の県は漏れて、もうそれ以外という位置づけになってしまうという中で、どう立っていくかということです。大変、抽象的なことですが、まず、考え方の根っことして、そういう考え方を持っただけでなければ、というふうに思います。

もう一つ何か言おうかとしたですけど

も、忘れました。思い出したらまた。

○前川収委員長 ほかにございませんでしょうか。

○鎌田聡委員 先ほど、第2次道州制検討委員会のワーキングチームの検討状況の話の中で、この中間的な取りまとめが出てきたときに、また、それを見直していくようなふうに、私は聞き取れたんですけども、ワーキングチームでは、九州が道州制になったときに、これだけの事務権限をやらんといかぬということで、今、取りまとめをされていると思いますから、そういった九州としての考え方を、中間的な取りまとめから、また骨抜きされるという話が、今ございましたけれども、やっぱり、これ以上のものを国に対して求めているかぬと思いますが、その辺の意識合わせはどうなっているんですか、ワーキングチームは。

○内田企画課長 御指摘のとおりだろうと思いますが、中間的な取りまとめで、全国的な形での役割分担の議論はあるかと思いますが、やはり、九州に特化した九州独自の中で、九州の強みを発揮できるような役割分担はあるのではないかというふうに思っております。ですので、この九州地域戦略会議のワーキングチームの議論のメインとなりますのは、このあたりにあるのではないかというふうに考えております。

○鎌田聡委員 ワーキングチームがどのような、これは、今年度中に役割分担の関係は出されると思いますが、それをまた見させていただきたいと思いますが、要は、九州としてどのような道州制に持っていくかと、中間的な取りまとめには道州制の部分が触れてないので、地方分権改革推進委員会として、道州制を見越してやっているのかどうかとい

うのがちょっとわからないのですけれども、その辺はどうですか。

○内田企画課長 この中間的な取りまとめでございませけれども、道州制を多少見据えたところで議論を行っているというふうに向っております。

○鎌田聡委員 誠意がないもんですから。

○前川収委員長 道州制を見据えているというのは、中間的な取りまとめの中で、何か表現されている部分がありますか。

○内田企画課長 あります。36ページをお願いいたします。そこの分権型社会への転換に向けた行政体制のところ、2の大都市のあり方の下段、36ページの上から2段落目ですが、「今次の地方分権改革を経て、さらに将来の道州制の導入によって、国と地方及び広域自治体と基礎自治体の再構築が行われる際には」というところで、道州制の導入等も視野に入れた検討であるというふうに向っております。

○鎌田聡委員 ですから、これが実施されて、次のステップに道州制が来るのかどうか、そのリンクが少し、この表現でもちょっと弱い部分があるもんですから。ワーキングチームの検討は検討として、これは進めていっていただきたいし、ワーキングチームというのは、あくまでも道州制ということで、九州一体として強みを発揮していくということで、ぜひ進めていただきたいと思います。

○前川収委員長 よろしいですか、ほかに。

○氷室雄一郎委員 今、論議が渡辺先生が話されたように、結論的なこととお話をされましたけれども、この道州制の論議の立ち上げ

の段階で、わかりやすい情報を共有するという重要な意味合いも持ったこの委員会だと思います。私たちも若干でございませけれども、委員会に入りまして、いろんな情報なり、また意識の共有ができたわけございませけれども、意識啓発という意味からいけば、各首長さんとの意見交換会も、委員長の配慮で行わせていただきましたけれども、各首長さんの御意見というのは、今までやっと、こう市町村合併に対して一生懸命頑張ってきたと。マラソンでいえば、やっと一つのゴールにたどりついたと。その先をどうするのかということは考えてないと、その先の道州制というのは、全く各市町村の首長さんたちも余り意識的には重要に感じておられない部分がございますので、ここでまた、論議をしていただきましたので、各市町村にどのようなわかりやすい情報を発信していくのかということで、何か計画等がありましたならば、教えていただけますか。

○内田企画課長 各市町村への情報発信でございませますが、やはり市町村の職員さんたちにも行政体制の問題がかなり大きな課題としてあるわけですので、情報発信が必要だということで、今月、県下6地域において、説明会をするということで計画しております。

それから、現在テーブルの上に道州制セミナーの開催ということで、1月25日に産文会館で、「地方分権と道州制」ということで、セミナーを開催するというようにしております。まだまだ基本的な事柄の情報発信の段階でございませますが、できるだけ数多く、道州制に関する情報を発信していきたいというふうに向っております。

○前川収委員長 ほかにありませんでしょうか。

○馬場成志委員 今、氷室先生の方からも話

がありました。首長さんたちにもこの間もつと情報をくれというような意見でありましたが、そのときも申し上げましたが、県がなくなったときに、困るのはだれなのかというときに、県ではないですね。県はなくなるといふことで、困るのは県民あるいは市町村ということですから。市町村側が、県がなくなったときに、どうなるんだろうという不安感の中で、ここだけは確保してほしいとか、この辺は国の方がいいとか、そういう選別をしていただいたが一番わかりやすいです。できるかどうかは別にして。しかし、それをせぬで、さっき話が出ておった郵政選挙みたいにぼんとやってしまったら、準備はできとらぬけれども、そこに展開してしまうということだから、前もって考えよるといふことです。だから、そういう意味では、問題点をあぶり出すためには、とても、今、現時点では難しいですけれども、難しいけれども、例えば、県内の産業界とか、いろんな職種もありますけれども、そういったところに、例えば、県がなくなったらどうなるんだというようなことの投げかけを、現時点ではとても難しいとは思うのですけれども、早めからボールを投げとっていただきたいというふうに思うのです。何度も何度も、言うなら口癖のように、何かそがなったとき、心配することはないかというようなことを、投げかけとっていただかぬと、困ったときに、県はいないというようなことになってしまうということ。現時点で、何かそんな、市町村に対してもそうですけれども、各産業界とか、そういったところに、そういう投げかけはやってありますか。

○内田企画課長 委員が御指摘のとおりだと思います。先ほど12月、6回ほど説明会を開くとしておりますが、これには各地域の商工会議所、商工会、経済団体の方々にも声かけをしております。役割分担がまだ具体的に

い中では、なかなかイメージしづらい部分があるかと思っておりますので、九州地域戦略会議のワーキングチームでやっておりますような話ですが、もう少し具体的に出ますれば、おっしゃるように、県がなくなったとき、道州制になったときに、どういうふうに通じた経済界として課題が残るのかというの、少しわかってくるかと思っております。現段階では、大枠の話しかできませんけれども、また、折々、そういう具体的なものが出ましたら、しっかりと説明会等を開催してまいりたいというふうに思っています。

○馬場成志委員 きょうも各部署からおいでおると思っておりますので。各部署の方でも、そういう感覚のもとで接していただくようお願いをしておきます。

○倉重剛委員 余談ですけども、九州経済同友会、その中に沖縄の位置づけというのはどうなっているのですか、まず聞きたい。それは、僕はよく知らないけれども。

○内田企画課長 沖縄の位置づけでございますけれども、九州地域戦略会議の議論、それから、これは九州知事会の中での議論でも同様ですが、やはり独特な沖縄という特殊な制度等もありまして、一応は九州と沖縄は別々に議論しようという形の整理がなされております。ただ、その判断については、沖縄にお任せするというところでございますが、今の九州地域戦略会議における議論は、基本的には沖縄を除いたところの議論ということでございます。

○倉重剛委員 というのは、ワーキングチームの中に入ってないので。しかし、一般的には九州は一つという合言葉の中には沖縄は入っているんですね。九州は一つという、よくかけ声をやるんだけれども、そのときは沖縄

は入っておると僕は思うのだけれども、そういうアンバランスとかは出ているんで、そこら辺は、沖縄は特別な形として沖縄の自主性に任せると、こういうスタンスですか。

○内田企画課長 はい。

○倉重剛委員 なるほどね。それと、熊本県の役割が先ほどの説明では人材問題、特に学校教育の、職業教育というのがありますけれども、例えば、生活経済、国際社会資本、いろいろありますけれども、ここら辺の各県の持ち分というのは、どういうふうなものになってますか。ケーススタディの12のテーマという中で、分担していますでしょう。熊本県の役割は、先ほどわかったんだけれども。

○内田企画課長 生活の分野で、医療に関するものが宮崎県、子育て支援に関するものが鹿児島県、経済の分野で、フードアイランドに関するものが九州商工会議所連合会、企業誘致に関するものが大分県、広域的産業政策に関するものが鹿児島県、国際分野では、対東アジア戦略に関するものが九州経済連合会、社会資本分野で、交通に関するものが佐賀県、河川に関するものが福岡県、人材で、学校教育に関するものが長崎県、職業教育、雇用に関するものが熊本県、それから、環境分野で生活環境保全に関するものが九州市長会、地球温暖化防止に関するものが九州経済同友会、このような役割分担で検討を行っています。

○倉重剛委員 はい、わかりました。

○前川収委員長 よろしいですか。

あと何か、今答えが出なくても調べておいてほしいものとか、そういうものはございませんでしょうか、次の委員会までに。

私の方から1つ、してあるのかもしれない

んけれども、この中間的な取りまとめの中の16ページ、重点事項というのがございますね。ある程度具体的に、各範囲にわたって医療から始まって生活保護から、幼保一元化、具体的な内容、義務教育とか、ずっと書いてありますですね。これは、やっぱり、県庁内の各担当課が、この文書の内容をきちっと読み取り、現状の県行政と照らして考えたときに、問題点があるのかなのかということの検証をぜひやってもらいたい。実務者として。これは出ているわけですから。各県庁内の担当セクションが、今やっている仕事の内容から照らした、この中間的な取りまとめの内容という部分に問題点がないのか、率直な意見でいいですよ。現状として。こんなことを言われても、今こういう現状からいけば、こういうことはできませんよとか、ぜひ早くやってほしいとか、そういった部分を、県は県として、意見をきちっとつくっていかなければならない。これは、一番わかるのは、やっぱり実務者であろうと思いますから、各担当実務者が、中間的な取りまとめの中で明記されている具体的な内容について、具体的に検証を行い、それに対する意見、自分たちの考え方、これを言ってまとめてもらいたいというふうに思います。というのは、これから、勧告が順次進んでいく中で、こんなうがった見方がさっきの話もありますけれども、国は結構早く地方にやった方がいいと思うものはぼんぼんやって、面倒くさいものだけやって、自分たちが取っておきたいのだけはやらないということが、見えてくる可能性がありますから。こちらが、それを受け側としてちゃんと見ておかないと、わかっとかないと、それはくれるけれども、これはくれないというそんな話だけが先に進んではいかぬというふうに思いますから。我々が抵抗できる、抵抗できるというのはおかしいですけども、我々としての、熊本県としての主張ができるだけの根拠になるものの内容の調査というもの

を、ぜひこれは各部局間にわたっていきますから、総合政策局できちっと取りまとめたいただきながら、そういった部分を把握をぜひ各部局にわたってやっていただきたい。できれば、それを次の委員会くらいまでには、ある程度、取りまとめをいただければというふうに思っております。

○馬場成志委員 今の委員長の提案というか、指示ですが、指名されずに手を挙げた人はおんなはらんとと思いますが、どなたか、うちはこがんとがあるぞというような。

○前川収委員長 今の内容ですすね、今わかる限りで。

○馬場成志委員 指名する方法は、一人一人全部という方法もありますが。どこか特別、うちはこういうのが既に問題として抱えておるといことがあれば……、きょうのところはあれですか。

○前川収委員長 ある人はどうぞ手を挙げて。

○内田企画課長 まだこれは来たばかりということで、投げておりますので、まだ十分ごらんになってないかと思っておりますので、委員長からありましたように、きちっと次回までに、総合政策局の方でまとめさせていただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

○前川収委員長 ぜひやっておっていただきたい作業ですから、当然。

○松田三郎副委員長 ちょっとスケジュール的な確認、今、委員長、馬場委員がおっしゃったのに関連いたしますが、資料の3ページの下の方です。中間的な取りまとめ、11月16日が出て、勧告のところ、平成20年春から

順次勧告となっております。その下が、推進計画の閣議決定となっております。ということは、順次ということは、何か個別ものがいっぱい出てくるのかなとイメージしますが、多分そうでなくて、閣議決定がされるまでには順次勧告されても、それに沿って動くことではないということですか。その辺の閣議決定の時期はちょっと先のことでわからないでしょうけれども。例えば、勧告されて、それについて一個一個何か動くということじゃなくて、幾つか順次勧告はされるけど、まとまったところで、この推進計画の閣議決定がされて、その後、あるいはその先の法案提出等が成立してから、具体的に、以前の勧告に従って、順次、一個一個動いていくということなのか、どっちなのか、わかれば教えていただけないか。

○内田企画課長 21年度に地方分権推進計画の策定ということがありまして、その策定のための勧告という位置づけだというふうに考えております。

○松田三郎副委員長 この一番上の、さっきもちよっと触れられました位置づけのとき、業務のところ、計画策定のための具体的な指針を勧告と、具体的とは書いてあるけれども、その指針でしょうから、多少踏み込んだことはあるけれども、勧告の中に個別具体的なことがいっぱい出てくるということじゃないわけですね、多分。ということは、今、課長がおっしゃったように、21年度に計画策定ということは、これが策定されるまでは、いろいろ順次勧告がなされても、それに基づいて各省庁が動くということは、基本的にはあり得ないということですか。

○内田企画課長 5ページの左上の表の具体的なスケジュールで、21年に計画策定、それまでに、20年度末から勧告・意見等というこ

とで、順次、勧告を行うというふうに書いております。最終的には、計画策定のための勧告という位置づけだというふうに認識しておりますけれども、個別に、先ほどの義務づけ・枠づけで、ある程度まとまった部分を、勧告を行うということでございますので、それに対し、対応することがあれば、国の方も対応していくのではないかとこのふうには思っております。基本的には、この勧告はその計画策定のための勧告であるというふうな認識でございます。

○松田三郎副委員長　　というのは、先ほどの渡辺委員の発言で骨抜きにされるのではないかとこの懸念は、もちろん私もございます。ただ、市川課長、そうやってしまうと身もふたもないということですし、こうやって馬場委員の発言にありましたように、そうならないように、我々が調査研究をしながら、片方で、戦略的なものも、頭の隅にでも置いておかないといけないという発言を前提にしますと、どの時期に、だれに対して、どういうアプローチをかけていけばいいのかというのを、一つの大きなスケジュール的な中で、我々の判断材料になろうかと思っておりますので、その辺ちょっと確認をしたかったので、質問させていただきました。

　　以上です。

○前川収委員長　　私の方からももう1つ、済みません、途中で私が割って入ってきたんですけれども、6団体のコメントというのが出てますね、11月16日に。この中に、我々も実は入っているわけですね、全国知事会の議長会というのが入っていて。6団体がコメントしていることに対して、我々が入っている団体ですから、それに異を唱えるというのは、少し勇気が要るというのかですね。整理をせざるを得ない部分が少しあると思うのですけれども。これについて、この中間的な取りま

とめとか、今後のスケジュールについて、6団体、とりわけ知事会が、イニシアチブを発揮していらっしゃるんだろうと思いますけれども、それはどう呼応して動くということなんでしょうか。そこは何か計画的なものはあるんでしょうか。

　　もっと言えばですね、皆さんに聞いてもわからんかもしれぬ。例えば、このコメントを出すときに、全国議長会、本来であれば、組織上いけば、全国議長会は我々議員にも諮らないかぬわけですね。まず、熊本の県議会の議長に、これでよろしいですか、県議会で諮ってくださいという話があった上でしか積み上げていくべきじゃ本来ないわけです。ただ、非常に形骸化した形で、6団体という言葉が使われて、その6団体は、地方行政組織の総括された団体であって、これがうんと言え、すべてがもうコンセンサスはとってありますと、オーソライズされてますというような雰囲気、国が時々使うことがあるし、また、知事会も時々そういう動きをなさるときが、私はあるというふうな見方をしてますけれども、その辺はどうなんですか。

○内田企画課長　　6ページの6団体のコメントでございますが、これも委員長おっしゃるように、知事会主導である程度取りまとめをされたものだというふうに考えております。議長会等に対しても、一応これでよろしいかという了解をとった上での話かとは思いますが、結果的に、こういうのを出しますということで、こちらの方にも話がきている次第でございます。先ほどの中間的な取りまとめの前に、例えば、第2期地方分権改革への提言ということで、全国知事会が行っておりますが、今後、推進計画の策定、それから分権一括法の法案提出等、大きな事柄が行われますが、この前には、きょうの議論を踏まえたような御意見等を取りまとめ、国に対して、要望書ないしはコメント等を出してい

くというようなことが、必要ではないかというふうには思っております。

○前川収委員長 6団体としてですか、県議会としてですか。

○内田企画課長 6団体としてです。

○前川収委員長 これは皆さんに言っても仕方ない話ですから、副議長、ぜひその辺が出てきたときには、議長に言っておいてもらって、ちゃんと諮った上で出してくれと。全国議長会の会長が、これでいいと言って勝手に出しているわけではないと思いますから。そこは、1回、しっかり戻してもらって(「おっしゃるとおり」と呼ぶ者あり)。ちゃんと何か、ふだんはいいですけども、ふだんはそんな大したことじゃないんですけどもね。これが、我々が担保をとられて、いや、議長会がもういいと言ったんだよと言われて、県議会が反対と言うとはなかなか難しいです。現実的には。その辺は、我々側も慎重にやらなければいかんし、同時に、知事会側もそこは慎重にやってもらわないと。何となく丸められてしまって、だれが主体性を持っているのかというのがわからないままに、国は地方がうんと言ったということを使ってくるわけですから。そこは、お互い、しっかり見極めていかなければならないと思います。

○馬場成志委員 答えられるかどうかわかりませんが、総務部長もいらっしゃいますので、今の話ですが、例えば、議長会にしても知事会にしても、やっぱり余りにも都会も一緒に入っておるという中で、取りまとめたときにはどうなんだというようなことだけれども、やっぱり団体として固まっとかないかぬという感覚の中で、知事会も、それとしばらく前の闘う知事会という流れがまだ生きとるといふことと、それに加えて福岡が知事会の会長

だと、うちも副会長だというようなことから、それには沿っていかないかぬというような、何か逆に縛られてしもうとるような部分がありますが、知事会というもののとらえ方というのは……、総務部長、答えられますか、今。

○前川収委員長 どちらでもいいですか、馬場委員。

○馬場成志委員 どちらでも結構です。

○木本総合政策局長 先生の御質問にちゃんとお答えできるかどうかわかりませんが、知事会の中で、今意見が、随分、本当に罵倒と言っていいくらいの意見が、かんかんがくがくの議論が出されております。特に、最近のところでは、偏在是正という問題で、東京、愛知、神奈川、大阪を中心としたグループと、その他の地方のグループ、本当に偏在是正について意見がかんかんがくがくでございます。その中でも、やっぱり知事会として、まとめないかぬということで、随分、意見があった上で、最終的には、偏在是正ということを書き込んだというような形になっております。三位一体の改革に懲りてといたしますか、その後は本当に、三位一体をのむか、のまないかのときも非常に大議論があったと、深夜まで議論がなされたというように聞いております。非常にそれぞれの地方の抱える状況から、知事さん方も非常に真剣になっていらっしゃると、非常に真剣な議論をされておるといふふうに思っております。そういうお答えでいいでしょうか。

○馬場成志委員 そこまではわかるけれども、そこから先は、そこから先ですたいな。さっき、委員長がおっしゃった感覚では、やはり私たちも議長会では、その辺必ずしも一致しないことは、団体名で出すべきなのかと



いうことを今後やっていかなければいかぬというふうに思っておるんですよ。ただし、団体のありがたみという部分を、私たちは今余り空気みたいに感じたままそっち側に……、その議論は今から始めるんですけれども、そっち側は、今現実に余り感じてないものですから、知事会はある、交渉団体として、交渉団体としてですよ、あった方がいいかどうかというような、そういう認識のもとにお答えができるかどうか。国との交渉が。

○木本総合政策局長 やはりですね、まとまって意見を言うことは必要だろうと思っております。各県が声を上げましても、しよせんは47分の1ではないかという気がいたしておりますので、まとまって団体として物を申すということの方が、より国に対しての大きな意見になって、受け取ってもらえるのではないかというふうには思っております。

○馬場成志委員 基本的にはそういうことですな。例えば、いろんな分野、分野で議会なんか全国の、例えば過疎だとか、離島だとか、そういう議長会なんかもつくっておりますから、そういった部分は知事会にもあるでしょうから。その辺の動きも一生懸命やっておられるとは思いますが、しっかりとやっていただくようお願いしておきます。

○高木健次委員 この道州制というのは、非常に地方と都市の考え方、いろいろな思惑というのは、大変温度差があると思うのです。そういう中で進められて、22年の3月には、約3年後には一括して提案されるというところまで進んでおりますから、先ほどの氷室先生が言われた道州制に移行するにしても、やっぱり、県、国で、議論は先頭に立ってやるべきものだろうと思っておりますけれども、ベースは市町村だと思っております。熊本県も、非常に市町村合併で平成の大合併といわれたあれ

で、98市町村が約半数近くに合併されたということで、我々の地方においてもいろいろ議会とか、市民あたりから聞く意見は、道州制ですかということで、まだそこまでの市民のコンセンサスというものなかなか得られてないと思うんです。そこで、各首長初め、議会あるいは市町村あたりへの情報の提供、情報の発信は、非常に大事なことだと思うのですが、合併が進められて、非常に県の総括がまだできてない状況のままで、また、この道州制というものが同時に並行されて進んでおりますので、非常に市民あるいは地方の議会等には戸惑いもあると思うのです。合併新法があとまだ2年数カ月ですか、残っている状況といえども、やはり一度、県も合併を一生懸命推進した関係上、立場上、一度、その合併に対する総括等も市町村あたりに示す必要があるのではないかなと、そういうことによって、市町村あたりのコンセンサスが得られて、この道州制に移行がスムーズに図られていくのではないかなという気がするんです。合併に対しての総括等は、まだどこでもその辺の取り組みは、やってないというふうに思います。これは、新法があと期限が残っておる関係上、仕方がないということもあるかもしれませんが、その辺の、今からの市町村に対する情報発信あるいは合併に対しての総括等の県の考えというのは、何か思っておられることがありますか。

○松見市町村総室長 市町村合併を担当しております市町村総室でございます。こちらでお答えさせていただきますけれども、つい先日の質問でもこの件ございまして、知事の方から答弁いたしました。現時点における、いわゆる旧法下での合併についての総括をすべきだという意見は、県の町村会からの要望もございまして、今年度、今現在取り組んでいるところでございます。今年度内には、その結果をまとめ、また御報告して、今後の合

併の検討にも参考にしていただきたいし、合併した市町村にとっても、参考になるような資料ができればということで、今、私どもの方で、調査に取り組んでいるところでございます。

それから、道州制につきましては、合併というのが1つの要因でございますけれども、合併を総括をするということで、私どもとしては、いろんな誤解等もございますし、いろんな課題も見えてきておりますので、そこら辺の今後の合併した市町村の参考になるということと、そこら辺は合併を検討する上で整理していただくということを目的にしております。直接、道州制とは関係ございませんけれども、市町村の方に私の方から言っておりますのは、例えば、仮に九州が道州制で一体になれば、今現在、熊本県は48市町村ですけれども、九州全体では約260の市町村がございます。つまり48分の1になるのか、260分の1になるのかということは、大きな違いになります。ですから、そういう道州制の行方というのは、市町村にとっても大きな影響を持ちますので、その動向については、十分関心を持っておいていただきたいということは、機会あるごとに申し上げておるところでございます。

○高木健次委員 言われたとおり、道州制とこの合併とはちょっと違う分野のあれがあると思うのですけれども、ただ、やっぱり合併が進められて、その辺の市町村の考え方の中には広域連合、市町村合併、そして道州制というような非常に関連的な考え方で物をとらえる傾向があるんですね、どうしても。だから、そういうことでは、非常にその辺のきちんとした説明といえますか、資料あるいは情報の発信をしないと、やっぱり県の考え方と市町村の一般の方の考え方というのは、ちょっとかけ離れた温度差もあると思うのです。その辺をどうぞよろしく願いしておきたい

と思います。

○前川収委員長 ほかにございませんでしょうか。

○池田和貴委員 この道州制の問題は、非常に大きな論点から、皆さんいろいろご意見があるかと思うのですが、やはり、この地方分権改革推進委員会の方向性というのは、非常にこの中で重要になっていると思います。その中で、この中間取りまとめの30ページに実は書いてあるのですが、地方分権の改革の生むメリットを、具体的イメージとして示すために、今日の過疎問題を象徴する現象である過疎化する中心市街地、過疎化する地域集落をめぐる論点を切り口として取り上げるということで、過疎問題ということの解消を念頭に、いろんな議論が進んでいくということが、進めていくというのがここで書かれております。(3)の上から7行目ですね、それと31ページの下から6行目からなんですが、この前に示された、先ほど委員長が県庁の仕事としてこの1番から10番ですね、現場としてどうかまとめてくれという、この辺も過疎問題に対して必ず念頭に置くようにという中間取りまとめが書いてございますので、できれば、私たちも地域にあるその過疎問題ですね、この辺も熊本県においてどうなのかということも、もしわかる場所があれば、この辺も報告を受けて、研究しておいた方がいいのではないかなという思いがございます。その辺があれば、ぜひお願いをしたいと思うわけでございますが。

○坂本地域政策課政策調整審議員 過疎地域を担当しております地域政策課の方からお答えさせていただきます。現在、過疎地域につきまして、先生たちも御承知のことかと思っておりますけれども、過疎法の期限が平成22年の3月をもって失効するという状況になってきて

おります。それで、今後その過疎法の見直しにつきまして、どのようにやるのかということが大きな観点になってくるかというふうに考えております。それで、地域政策課といたしましては、本年度、熊本県過疎集落研究会というものを設置しまして、庁内でいろいろ議論を進めているところでございます。それとあわせて、県立大学の地域貢献事業というものを活用いたしまして、各地域集落単位ごとに、ヒヤリングに入って、その調査をずっとやっておりまして、本年度中には、一応全体のところの過疎地域を抱える課題、問題点、そういうものについて取りまとめをやってまいりたいということで考えております。総務省の方からのお話によりますと、来年度12月くらいには、毎年、これは議員立法で過疎法は行われておりますので、そういう意味合いからしますと、県議会の方からも何らかの意見書を出していただくような作業が、来年度まいってくるかなというふうに思っておりますので、その際には、先生方の御協力もいただきますようによろしくお願ひしたいと思います。

以上でございます。

○前川収委員長 ほかの組織の方もだれか、中心市街地の方はだれがやりますか。

○宮尾商工政策課長 商工政策課でございます。

この中心市街地の問題、コンパクトシティにつきましては、土木の都市計画と連携をとりながら、現在、中心市街地の活性化については取り組んでおるところでございます。実際、中心市街地活性化計画、熊本市と八代市を策定しておりますが、実は今後大体、あと5つくらい計画が進んでおりまして、そういった面から、やはりこういう中心市街地の活性化によって、活性化といいますか、いわゆるコンパクトシティ、中心部にできるだ

け集約することによって、そこで今後の高齢化の問題でありますとか、様々な社会的問題もあわせて解決していくというような考え方が、コンパクトシティでございまして、その商店街という話だけではなくて、基本的にコンパクトシティということ、土木と一緒に、都市計画の方と一緒に今進めておるところでございます。

○前川収委員長 池田先生からありましたけれども、僕は個別具体的なただ具体的な中間的な取りまとめの(2)ですよね、個別の行政分野事務事業の抜本的な見直し検討と、重点事項のことをさっき検証してくれと言ったんですけれども、この中に盛り込まれていることは、基本的には、全部検証しておかないと一緒にですね。ただ、非常に抽象的な文章で、なかなか具体的に検討しづらいと、方向性だけしかないということであれば、それはそれでいいんですけれども、一応、県庁としては、これが出る以上は、きちんと検証するというのは、むしろ私が言わなくても当然の話だろうと思いますから、大変な作業かもしれませんが、できる限り次期委員会までには、この中間取りまとめを県庁なりに検証し、熊本県としての考え方というもので、御報告いただけるような形をつくっていただければと思います。委員の皆さん、それでよろしいですかね。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○前川収委員長 ほかにございませんでしょうか。

○馬場成志委員 あわせていいですか。

○前川収委員長 どうぞ。

○馬場成志委員 この北海道のさんざんやつですが、33項目について、皆さんでどうい

うとらえ方をしているかということも、あわせてまとめていただくなればと思いますけどね。

○前川収委員長 今、馬場委員が御質問なされたというか、お願いなされたことは結局、北海道が出している33項目というのは、多分、熊本県も将来にわたって権限移譲してもらったがいいと思っていらっしゃるやつを、地方という視点から見れば、かなり共有できる部分があるんだろうなというふうに思っています。その辺の検証ですよ、それもぜひやっていただければというふうに思っています。これは北海道に行く前の方がいいんですけども、大変でしょうが、北海道に行く前に、我々は我々として、これは北海道の話だけではなくて、熊本に当てはめた話として、議論ができるような形をつくってもらえればいいと思います。集まる機会はなかなかないかもしれませんが、資料としてでき上がれば送付いただくとか、委員会の中で委員の皆さんに送付いただく、そういう形をとればと思っていますので、よろしいですかね、お願いいたします。

ほかにございませんでしょうか。

○鎌田聡委員 次回まで教えていただきたいのですが、九州各県の予算規模ですね、九州が一つ、現行の制度の中で一つになったとき幾らであって、自主財源がどれだけあって、交付税が幾らだと、これを次回までに出していただければと。

○前川収委員長 大丈夫ですね、よろしいですね、次回で結構ですから。

ほかにございませんでしょうか。

ないようでしたら、質疑を終了いたします。

次に、議題(2)閉会中の継続審査についてお諮りいたします。

本委員会に付託の調査事件については、審

査未了のため、次期定例会まで本委員会を継続して審査する旨、議長に申し出ることでよろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○前川収委員長 異議なしと認めます。

次に、議題の(3)その他に入りますが、何かございますか。よろしいですかね。

それでは、以上をもちまして、本日の委員会を閉会をいたします。

午前11時24分閉会

熊本県議会委員会条例第29条の規定によりここに署名する

道州制問題等調査特別委員会委員長